

# 漁業協同組合遊漁規則一覧

## (1) 遊漁についての制限

### ア 漁具漁法

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えができる漁具漁法		申請書で申請して遊漁料を支払えができる漁具漁法	
	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限
南佐久南部漁業協同組合	竿手釣釣	1人1本	投網も綱たさ	(1) しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統 (3) 網目こま12mm(わかさぎを対象とする場合は、5.5mm)以上
佐久漁業協同組合	竿釣	1人1本(こい及びふなを対象とする場合は、1人2本以内)	投網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
上小漁業協同組合	竿釣	1人1本 (にじます、やまめ、いわな) 上記以外の場合は1人2本以内	延繩	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1統10m以内 (3) 1人10統以内
更埴漁業協同組合	竿釣	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人2本以内(あゆを対象とする場合は、1人1本)	竿釣	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人2本以内(あゆを対象とする場合は、1人1本)
			置針	(1) うなぎを対象とするものに限る。 (2) 承認期間1年のものに限る。 (3) 1人3本以内

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えればできる漁具漁法		申請書で申請して遊漁料を支払えればできる漁具漁法	
	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限
千曲川漁業協同組合	竿 鉤	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人2本以内 (いわな、やまめを対象とする場合は、1人1本)	竿 鉤	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人2本以内 (いわな、やまめを対象とする場合は、1人1本)
	投 網		(1) いわな、やまめ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 承認期間1年のものに限る。 (3) 網目こま12mm以上 (4) 1人1統	
北信漁業協同組合 (内共第2号)	竿 鉤	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人3本以内 (あゆを対象とする場合は、1人1本)	竿 鉤	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人3本以内 (あゆを対象とする場合は、1人1本)
北信漁業協同組合 (内共第18号) (池尻川・関川)	竿 鉤	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人1本	竿 鉤	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人1本
高水漁業協同組合 (内共第2号)	竿 鉤	1人2本以内	—	—
裾花川水系組合	竿 鉤	1人1本	—	—
たも網			投 網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
				(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統

奈良良業協同組合	竿	釣	1人2本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）	投網	(1) 網目こま15mm以上 (2) 1人1統
	さで網	(1) 網目こま15mm以上 (2) 1人1統	やす	1人1統	
たも網	竿	釣	1人2本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）	投網	(1) 網目こま15mm以上 (2) 1人1統
	さで網	(1) 網目こま15mm以上 (2) 1人1統	やす	1人1統	
波田漁業協同組合	竿	釣	1人1本	投網 (岸川本流)	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
	たも網 (岸川本流)	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統	やす	1人1統	
犀川漁業協同組合	竿	釣	1人2本以内	投網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
	たも網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統	やす	1人1統	
安曇漁業協同組合	竿	釣	1人1本	—	—
	—	—	—	—	—
北安中漁業協同組合	竿	釣	1人1本	投網	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま15mm以上 (3) 1人1統
	たも網	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま15mm以上 (3) 口径45cm以下 (4) 1人1統	—	—	—

漁業権者の名称	申請書で申請して遊漁料を支払えればできる漁具漁法		
	漁具漁法	統數等の制限	申請書で申請して遊漁料を支払えればできる漁具漁法
犀川殖産業協同組合	竿釣	1人2本以内（あゆ、にじます、やまめ、いわな、いわさぎ、おいかわ、うぐい、むろを対象とする場合に限る。手釣はわかさぎを対象とする場合に限る。 （1）にじます、やまめ、いわな、いわさぎを対象とする場合に限る。 （2）網目こま12mm以上 （3）1人1統	さで網 たも網 四ツ手網 （1）あゆ、にじます、やまめ、いわな、いわさぎを対象とする場合に限る。 （2）網目こま12mm以上 （3）1人1統
	投網	（1）にじます、やまめ、いわな、いわさぎを対象とする場合に限る。 （2）網目こま12mm以上 （3）1人1統	（1）あゆ、にじます、やまめ、いわな、いわさぎを対象とする場合に限る。 （2）1人1統
	延繩	（1）にじます、やまめ、いわな、いわさぎを対象とする場合に限る。 （2）10m以内	（1）あゆ、にじます、やまめ、いわな、いわさぎを対象とする場合に限る。 （2）10m以内
	う箱	（1）にじます、やまめ、いわな、いわさぎを対象とする場合に限る。	（1）あゆ、にじます、やまめ、いわな、いわさぎを対象とする場合に限る。 （2）1人10箇以内
	け伏		
	投網	（1）こい、ふな、なまづ、わかさぎ、おいかわ、うぐい、むろを対象とする場合に限る。 （2）網目こま13mm（わかさぎを対象とする場合は5.5mm）以上 （3）1人1統	（1）こい、ふな、わかさぎを対象とする場合に限る。 （2）網目こま13mm（わかさぎを対象とする場合は5.5mm）以上 （3）1人1統
諏訪湖漁業協同組合	竿手釣	（1）竿釣はどうう、うなぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 （2）手釣はわかさぎを対象とする場合に限る。 （3）1人2本以内 （4）竿釣のリールは、わかさぎ釣り、こい釣り、毛針釣り以外に使用してはならない。	小四ツ手網 （1）こい、ふな、わかさぎを対象とする場合に限る。 （2）網目こま13mm（わかさぎを対象とする場合は5.5mm）以上 （3）1人1統

			(5) リールの使用に当たっては、重りを付けた投げ釣りは禁止する。 (6) ルアー釣りは、禁止する。	筌 う け と め 鈎 直 鈎	筌 う け と め 鈎 直 鈎	(1) どじょうを対象とする場合に限る。 (2) 1人50統以内 (1) うなぎを対象とする場合に限る。 (2) 1人100統以内 (1) うなぎを対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
諏 漁 業 協 同 組 合	竿 釣	1人1本	すて針	筌 う け 網 た も 網 網 篠	筌 う け 網 た も 網 網 篠	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人20本以内 (1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人10統以内 (1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人2統以内
天竜川漁業協同組合	竿 釣	1人2本以内	手 釣	筌 う け 網 た も 網 網 篠	筌 う け 網 た も 網 網 篠	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人2本以内 (1) わかさぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上 (3) 間口60cm以内 (1) わかさぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上 (3) 間口60cm以内 (1) わかさぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま3mm以上
下伊那漁業協同組合	竿 釣	1人2本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）	徒手採捕	筌 う け 網 た も 網 網 篠	筌 う け 網 た も 網 網 篠	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統 (1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
遠山漁業協同組合	竿 釣	1人1本				—

漁業権者の名称	申請書で申請して遊漁料を支払えればできる漁具漁法		申請書で申請して遊漁料を支払えればできる漁具漁法 統数等の制限
	漁具漁法	統数等の制限	
木曽川漁業協同組合	竿 釣	1人1本（こいを対象とする場合は、1人3本以内、採捕量5尾以内）	一 一
姫川上流組合 (内共第8号)	竿 釣	1人1本	一 一
姫川上流組合 (内共第17号)	竿 釣	1人1本	一 一
志賀高原組合	竿 釣	1人1本	一 一
根羽川漁業協同組合	竿 釣	1人1本	投 網 (1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
ガリ			ガリ (1) あゆを対象とする場合に限る。 (2) 1人1本
やす			やす (1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
捨針			捨針 (1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人5統以内
松原湖漁業協同組合	手竿 釣 釣	(1) 1人2本以内 (2) 動力付きボートによる遊漁は禁止	一 一

野尻湖漁業協同組合	手竿	釣針	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人2本以内	手竿	釣針	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人2本以内
青木湖漁業協同組合	手竿	釣針	1人2本以内	—	—	—
木崎湖漁業協同組合	手竿	釣針	1人2本以内	—	—	—
浪合漁業協同組合	竿	釣針	1人1本	—	—	—
平谷村漁業協同組合	竿 捨	釣針	1人1本 1人50本以内	— —	— —	— —
釜無川漁業協同組合	竿	釣針	1人1本以内	—	—	—
糸魚川内水面組合漁業協同組合	竿 手竿	釣針	竿の長さ11m以内（あゆを対象とする場合は、コロガシヒルアーを除く）	—	—	—

## イ 遊漁の期間

漁業権者の名称	対象魚種	あ ゆ	ま す 類	か じ か	その他の魚種
南佐久南部漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、投網につきましては、別に組合が公表する区域期間。	年にじます 周年。ただし、10月1日から翌年2月15日までは、小海町大字豊里穂積発電所堰堤から小海町大字千代里宮下頭首工までの千曲川本流。また、投網については、別に組合が公表する区域期間。	5月16日から12月31日までの期間内。ただし、10月1日から翌年2月15日までは、南佐久郡用水堰堤より上流、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日まで。( )	うぐい・うなぎ・わかさぎ・こい・ふな 周年（南佐久郡下畠町下畠より上流、南佐久郡用水堰堤より上流、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。）	うぐい・うなぎ・わかさぎ・こい・ふな 周年（南佐久郡下畠町下畠より上流、南佐久郡用水堰堤より上流、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。）
佐久漁業協同組合	公表（解禁）の日から12月31日までの間。ただし、友釣り以外の漁法については、組合が別に定めた区域期間。	にじます 10月第2土曜日から翌年9月30日まで。ただし、10月第2土曜日から翌年2月15日までは佐久市中込佐久市今井小諸発電所流端から佐久市今井小諸発電所今井取水堰堤までの千曲川本流。投網については、組合が別に定めた区域期間。	5月16日から12月31日までの間にじます 10月第2土曜日から翌年9月30日まで。ただし、10月第2土曜日から翌年2月15日までは佐久市中込佐久市今井小諸発電所流端から佐久市今井小諸発電所今井取水堰堤までの千曲川本流。投網については、組合が別に定めた区域期間。	周年。ただし、投網、毛ばり釣については、組合が別に定めた区域期間。	周年。ただし、投網、毛ばり釣については、組合が別に定めた区域期間。

上 小 漁 業 協 同 組 合 (内 共 第 1 号)	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。	2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年。ただし、引虫釣（毛ばり釣）は、4月1日からあゆの解禁日まで禁止。
更 増 漁 業 協 同 組 合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁法は別に組合が定めて公表する日から12月31日まで。	にじます 周年。ただし、千曲市万葉橋から千曲市大正橋の間は、10月1日から翌年2月15日までの期間においてはその場で再放流しなければならない（キャッチアンドリリース区間）。いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年 年
千曲川漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。	にじます 周年。ただし、10月1日から翌年2月15日までは、屋川、千曲川本流のみ。いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年 年
北信漁業協同組合 (内 共 第 2 号)	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に公表する日から12月31日まで。	にじます、いわな、やまめ 3月第3日曜日（浅川）にあっては2月16日）から9月30日まで。ただし、下記の区間ではにじますに限り3月第3日曜日から翌年3月第3日曜日の前々日まで。 ① 長野市豊野町大倉入り橋から下流の鳥居川。 ② 山ノ内町夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川。 ③ 横湯川の天川橋上流の堰堤から星川橋。	5月16日から2月末日まで。	周年 年
北信漁業協同組合 (内 共 第 18 号)		3月第3日曜日から9月30日まで。(ただし、関川・水沢川は3月1日から9月30日まで。)	5月16日から2月末日まで。	周年 年
高 水 漁 業 協 同 組 合 (内 共 第 2 号)		3月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年 年

漁業権者の名称	対象魚種	あ ゆ	ま す 類	か じ か	その他の魚種
高水漁業協同組合 (内共第9号)	6月1日以後で組合が定めて公示する日時から9月30日まで。	3月16日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	周年。ただし、戸隠村参宮橋より上流については、3月第2曜日から9月30日まで。
裾花川水系漁業協同組合	6月1日以後で組合が定めて公示する日時から9月30日まで。ただし、友釣り以外の漁法は組合が別に公表した日時から9月30日まで。	3月16日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	周年。ただし、戸隠村参宮橋より上流については、3月第2曜日から9月30日まで。
奈良井川漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、友釣り以外の漁具漁法は組合が公表する日から9月30日まで。	3月1日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	周年。ただし、戸隠村参宮橋より上流については、3月第2曜日から9月30日まで。
波田漁業協同組合		2月16日から9月30日まで。	5月16日から翌年2月末日まで。	5月16日から翌年2月末日まで。	周年。ただし、梓川の当沢合流点から上流黒川合流点までの本流については、5月16日から9月30日まで。
犀川漁業協同組合		2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年。ただし、梓川の当沢合流点から上流黒川合流点までの本流については、5月16日から9月30日まで。
安曇漁業協同組合		2月16日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	2月16日から9月30日まで。
北安中部漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。	2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年。ただし、戸隠村参宮橋より上流については、3月第2曜日から9月30日まで。
犀川殖産漁業協同組合	6月1日以後組合が漁具、漁法ごとに公表する日から12月31日まで。	3月16日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	周年。ただし、10月1日から翌年2月15日までは、犀川本流のみ。いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。

	しなのゆきまで 11月30日まで。	4月1日から 4月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	周年。ただし、わかさぎについて は組合が公示する禁止期間を 除く。また、投網、小四ツ手網 については組合が公示する禁止 期間を除く。
諏訪湖漁業協同組合				
諏訪東部漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期 間内で組合が定めて公表する期 間内。ただし、友釣り以外の漁 具漁法は別に組合が公表する日 から12月31日まで。	2月16日から9月30日まで。		
天竜川漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期 間内で組合が定めて公表する期 間。ただし、友釣り以外の漁具 漁法は別に組合が公表する日か ら12月31日まで。	2月16日から9月30日まで。	5月16日から12月31日まで。	わかさぎ 10月1日から翌年3 月31日までの期間内で、組合 が定めて公示する期間。 わかさぎ以外 周年。ただし、 4月1日からあゆ友釣解禁まで の間毛ぼりを禁止。
下伊那漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期 間内で組合が定めて公表する期 間内。ただし、友釣り以外の漁 具漁法は別に組合が公表する日 から12月31日まで。	2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年
遠山漁業協同組合	6月1日以降で組合が定め公表 する日から12月31日まで。た だし、友釣り以外の漁具漁法は 別に組合が公表する日から12 月31日まで。	3月1日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	
木曽川漁業協同組合	6月1日以降で組合が定め公 示する期間。	3月1日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年
姫川上流漁業協同組合 ( 内共第8号 )		3月1日から9月30日まで。		周年

漁業権者の名称	対象魚種	あ ゆ	ま す	類	か じ か	その他の魚種
姫川上流漁業協同組合 ( 内 共 第 1 7 号 )		3月1日から9月30日まで。			年	周 年
志賀高原漁業協同組合		4月16日から9月30日まで。				
根羽川漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、竿釣り以外の漁具漁法は8月14日から9月15日まで。				4月1日から9月15日まで。	
松原湖漁業協同組合					周年。ただし、わかさぎを対象とする遊漁については、組合が別に定めた区域期間。	
野尻湖漁業協同組合		ひめます 周年。ただし、遊漁の時間は日の出から日没までとし、夜間の遊漁はしてはならない。			周年。ただし、遊漁の時間は日の出から日没までとし、夜間の遊漁はしてはならない。	
青木湖漁業協同組合			ひめます、しなのゆきます 周年。ただし、日の出から日没まで。 いわな 2月16日から9月30日まで。ただし、日の出から日没まで。		周年。ただし、日の出から日没まで。	
木崎湖漁業協同組合			木崎ます 4月1日から9月14日まで。 いわな 2月16日から9月30日まで。		周年。ただし、日の出から日没まで。	
浪合漁業協同組合			5月3日から8月31日まで。		4月1日から9月30日まで。	
平谷村漁業協同組合						/2

釜無川漁業協同組合		3月1日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	
糸魚川内水面漁業協同組合	6月第4土曜日から9月30日まで。	3月1日から9月30日まで。		周年

ウ 禁止区域

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
南 佐 久 南 部 協 同 組 合	千 曲 川 南佐久郡小海町大字豊里の穂積発電所堰堤から上流110メートルに至る区域	周 年
	大 石 川 南佐久郡佐久穂町の遊亀湖堰堤から上流全域	周 年
佐久漁業協同組合	南相木川 南相木ダム下流の貯砂ダムから上流全域	周 年
	千 曲 川 南佐久郡佐久穂町大字高野町の白田発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
千 曲 川 小諸市大字山浦字下平の島川原発電所西浦ダムから上流110メートル下流300メートルに至る区域	周 年	周 年
(投網禁止区域)		
抜 井 川	南佐久郡佐久穂町池の尾橋より上流域の本流及び支流	周 年
雨 川	小海線鉄橋より上流域の本流及び支流	周 年
内 山 川	苦水橋より上流域の本流及び支流	周 年
香 坂 川	志賀川との合流点より上流域の本流及び支流	周 年
志 賀 川	潜岩橋より上流域の本流及び支流	周 年
湯 川	御代田面替橋より上流域の本流及び支流	周 年
千 曲 川	千曲川野沢橋上流堰堤より下流佐久大橋まで	周 年
千 曲 川	東御市羽毛山の塩川発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域	周 年
千 曲 川	上田市下半過の六ヶ郷堰堤から下流30メートルに至る区域	周 年
千 曲 川	上田市小牧と下堀を結ぶ上田農水（小牧）堰堤から上流右岸30メートル左岸80メートルに至る区域	周 年
依 田 川	上田市武石沖の飛魚堰堤から上流30メートル下流30メートルに至る区域	周 年
鹿 曲 川	東御市大日向の学校裏堰堤から下流30メートルに至る区域	周 年

鹿曲川	東御市大日向の用水堰堤から下流30メートルに至る区域	周年
鹿曲川	東御市田之尻の東京電力堰堤から下流30メートルに至る区域	周年
鹿曲川	東御市畦田の用水堰堤から下流30メートルに至る区域	周年
千曲川原組合 (内共第2号)	須坂市大谷不動尊黒門より上流の宇原川本流及び支流	周年
鳥居川	上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第1発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域	周年
鳥居川	上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第2発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域	周年
鳥居川	上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第3発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域	周年
鳥居川	長野市戸隠奥社入口の組合が設置した標識から上流全域(森林植物園)及び下流200メートルの標識までの区域	周年
鳥居川	上水内郡飯綱町大字倉井金淵用水取水口堰堤から下流200メートルの標識までの区域	10月1日から5月31日まで
鳥居川	長野市豊野町川谷の川谷橋から下流100メートルの標識までの区域	10月1日から5月31日まで
横湯川	下高井郡山ノ内町志賀高原の清水橋から上流の全区域	周年
千曲川 (内共第2号)	飯山市大字照岡の信濃川発電所西大滝ダムから上流180メートル及び下流365メートルに至る区域	周年
北野川支流 ムジナ沢川	滝より上流の全区域	周年
裾花川水系 裾花業協同組合	長野市鬼無里奥裾花ダムより上流の三枚沢流れ込みまで(三枚沢を含まない)及び下流30メートルの間	周年
裾花川	長野市鬼無里大佐出沢の全区域	周年
裾花川	長野市鬼無里クルワド沢の全区域	周年

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
濁 川	長野市鬼無里の本流及び支流	周 年
(投網禁止区域)		
裾 花 川	長野市鬼無里西京堰堤より上流の本支流全域	周 年
小 川	長野市鬼無里の本支流全域	周 年
楠 川	長野市戸隠折橋より上流の本支流全域	周 年
ウズクマ川	長野市戸隠の本支流全域	周 年
奈 良 井 川	(投網禁止区域)	
奈 良 井 川	塩尻市大字奈良井地籍の奈良井ダムのダム湖並びにその上流の本流及び支流	周 年
波田漁業協同組合	松本市安曇の梓川頭首工から上流150メートル下流150メートルに至る区域	周 年
梓 梓 川	松本市梓川の中部電力梓発電所の排水路東端から梓川本流の合流点までの区域	周 年
釜 沢	松本市梓川の釜沢橋から上流300メートル下流100メートルに至る区域	周 年
犀川漁業協同組合	安曇野市豊科光の犀川発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
奈 良 井 川	松本市大字島立荒井の長野県安曇野市勘左衛門堰堤土地改良区用水取水堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
鳥 羽 川	安曇野市堀金の鳥川第1発電所上流の須砂渡砂防ダムから本沢堰堤までの区域	周 年
女 羽 川	松本市大字三才山一ノ瀬上の堰堤から上流の本流及び支流	周 年
薄 川	松本市大字入山辺扉ダム堰堤から上流の本流及び支流	周 年
小 仁 熊 川	東筑摩郡筑北村字洞坂に設置した標識から中央自動車道長野線小仁熊橋上流端に至る区域	周 年
(投網禁止区域)		
会 田 川	松本市会田山王橋から上流の本流及び支流	周 年
女 羽 川	松本市の田川と女鳥羽川合流地点から上流の本流及び支流	周 年
薄 川	松本市筑摩見晴橋から上流の本流及び支流	周 年

麻績川	東条川との合流点から上流の本流及び支流	周年	周年
東条川	麻績川との合流点から上流の本流及び支流	周年	周年
安曇漁業協同組合	松本市安曇霞沢発電所堰堤下流110メートルから上流110メートルの間 松本市安曇東京電力稲核ダム堰堤下流100メートルから奈川渡ダム上流500メートルの間	周年	周年
梓川	松本市安曇昭和電工赤松発電所堰堤下流100メートルから上流50メートルの間	周年	周年
梓川	松本市安曇東京電力大正池ダム下流110メートルから上流全城	周年	周年
梓川	松本市奈川金原砂防堰堤の下流150メートルの間及び左岸に設置された魚道のすべての区間	周年	周年
梓川	松本市安曇梓川頭首工から下流150メートル上流150メートルの間	周年	周年
北安中業協同組合	大町市平の高瀬ダム敷下流端（放流吐出口）から上流アバまでの区域 大町市平の七倉ダム敷下流端（放流吐出口）から上流アバまでの区域 大町市平の中の沢発電所放流口を中心として上流25メートル及び下流25メートルの区域	周年	周年
高瀬川	鹿島川支流井出の沢、鹿島川サイホンから大町市平1367-5と1367-26を結んだ橋梁梁の下流端までの区域及び井出の沢合流点から大町市平2028-5湧水流出口までの区域	周年	周年
(投網、たもも綱禁止区域)			
農具川	本流及び支流	周年	周年
籠川	本流及び支流	周年	周年
犀川殖産協同組合	長野市信州新町水内の水内発電所水内ダムから上流180メートル下流365メートルに至る区域 (キャッチャンドリース区間※)	周年	周年
犀川漁業協同組合	長野市大岡乙の大八橋橋台 upstreamから長野市信州新町日原東の更級橋橋台下流端までの本流	周年	周年

※キャッチャンドリース区間：採捕した魚（こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、いわな、やまめ、にじます）の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない区域

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
諏 漁 協 同 組 合	諏訪湖の区域 基点1 諏訪市大字上諏訪字杉菜池1978番地先の上川左岸に保護水面管理者が建設した標柱の位置 基点2 諏訪市大字上諏訪字小和田2188番地先の上川右岸に保護水面管理者が建設した標柱の位置 基点3 諏訪市大字上諏訪字渋崎1792番地に保護水面管理者が建設した標柱の位置 基点4 諏訪市大字上諏訪字南衣之渡1201番地先の諏訪湖護岸堤基部に保護水面管理者が建設した標柱の位置	1月1日から5月31日まで
上 川	諏訪市四賀堰堤から茅野市江川橋までの区域の本流 (わかさぎ漁禁止区域)	周 年
	わかさぎの資源確保及び漁業調整のために必要な場合に、組合が公示する区域	公示する期間
諏 漁 協 同 組 合	上 川 謏訪市四賀堰堤から江川橋に至る区域の本流 茅野横河川 謏訪市四賀揚口橋より上流とその支流	周 年
天 楊 協 同 組 合	天 竜 川 駒ヶ根市中沢の南向発電所堰堤から上流55メートル下流275メートルに至る区域	周 年
	天 竜 川 駒ヶ根市東伊那の大久保発電所堰堤から上流55メートル下流275メートルに至る区域	周 年
	天 竜 川 上伊那郡辰野町大字平出の農業用水取水堰から上流55メートル下流180メートルに至る区域	周 年
三 峰 川	三 峰 川 伊那市長谷黒河内の長野県三峰川砂防堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
三 峰 川	三 峰 川 伊那市長谷非持の美和ダムから上流100メートル下流100メートルに至る区域	周 年
横 川	横 川 伊那市高遠町勝間の高遠ダムから上流100メートル下流100メートルに至る区域	周 年
山室川支流	山室川支流 上伊那郡長谷村の駒形沢と鹿塙沢全域	周 年

大曾倉川 片桐松川	駒ヶ根市の大曾倉川支流の竹の沢全域 下伊那郡松川町上片桐及び大島の片桐ダムから上流450メートル下流350メートルに至る区域	周年	周年
天竜川 天竜川	下伊那郡天龍村平岡の平岡発電所平岡ダムから上流330メートルに至る区域 下伊那郡泰阜村の泰阜発電所泰阜ダムから上流300メートル下流670メートルに至る区域	周年	周年
松川	飯田市上飯田の松川ダムから上流200メートル下流150メートルに至る区域 下伊那郡天龍村神原の早木戸発電所取水堰堤から上流100メートル下流100メートルに至る区域	周年	周年
早木戸川	下伊那郡阿智村智里京平（ヘブンズ園原）遊歩道脇の第1沈殿池上流端より、下流湯洞沢本流との合流点に至る区域	周年	周年
湯洞沢支流 谷	飯田市千代の山中橋橋台下流端より上流の区域 下伊那郡松川町上片桐及び大島の片桐ダムから上流450メートル下流350メートルに至る区域	周年	周年
片桐松川	飯田市上村伊藤沢川砂防ダムの下流端から上流全域	周年	周年
遠山漁業協同組合	飯田市上村1329番地先より上流の支流加良沢水系の全域	周年	周年
木曽川 木曽川	木曽郡大桑村大字須原の大桑発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周年	周年
木曽川	木曽郡上松町大字荻原の桃山発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周年	周年
木曽川	木曽郡木曽町福島中組の寝覚発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周年	周年
木曽川	木曽郡木曽町日義の新開発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周年	周年
王滝川	木曽郡木曽町三岳の常盤発電所常盤ダムから上流90メートル下流275メートルに至る区域	周年	周年
王滝川	木曽郡木曽町三岳牧尾ダム堰堤から上流550メートルに至る区域	周年	周年

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
王 滝 川	木曽郡王滝村滝越ダム堰堤から上流90メートル下流100メートルに至る区域	周 年
王 滝 川	木曽郡王滝村三浦ダム堰堤右岸上流500メートル地点と同左岸上流200メートル地点などを結ぶ線から下流のたん水域	周 年
王 滝 川	木曽郡王滝村水無沢水位測点5号から上流の三浦ダム地点	周 年
味 噌 川	木曽郡木祖村小木曽の味噌川ダム上流の貯砂ダムから下流65メートルの地点から上流の味噌川本支流全域	周 年
味 噌 川	木曽郡木祖村小木曽の味噌川ダム堰堤から上流600メートル下流550メートルに至る区域	周 年
水 木 沢	木曽郡木祖村小木曽の笹川合流点から上流の水木沢全域	周 年
黒 川	木曽郡木曽町福島黒川渡ダム堰堤から下流木曽川合流点に至る区域	周 年
小 川	木曽郡上松町赤沢黒沢合流点から上流の赤沢本支流全域	周 年
椰 野 沢	木曽郡南木曽町読書の木曽川合流点から上流の榔野沢全域	周 年
坪 川	木曽郡南木曽町田立の滝上（天河滝より上）の坪川全域 (かじか漁禁止区域)	周 年
末 川	木曽郡木曽町開田高原末川の大屋橋から上流小野原橋上の堰堤に至る区域 (子ども釣り専用区域※)	周 年
木 曾 川	(木曽郡木祖村) 川の駅エリア内の0.26km	周 年
八 沢 川	(木曽郡木曽町福島) 木曽川合流点を起点として上流駒迎橋までの0.7km	周 年
上 田 沢 川	(木曽郡大桑村) 木曽川合流点を起点として村道長野線と交差する地点までの0.95km	周 年
サヨリ沢川	(木曽郡大桑村) 大桑村長野地区1656-14番地下を起点として村道長野線沿いに上がり1458-2番地横までの1.0km	周 年
※	子ども釣り専用区域：中学生以下の者が遊漁をする場合を除き、遊漁をしてはならない区域	

姫漁業協同組合 (内共第8号)	川上流域	姫川	北安曇郡小谷村大字北小谷の大網発電所堰堤から上流365メートル下流455メートルに至る区域	周年
大姫漁業協同組合 (内共第17号)	川上流域	姫川	北安曇郡小谷村大字中土大海川明才堰頭首工より上流区域本支流全域	周年
根漁業協同組合	川上流域	姫川	北安曇郡白馬村大字北城の姫川第2発電所姫川第2ダムから上流90メートル下流90メートルに至る区域	周年
野漁業協同組合	川上流域	姫川	北安曇郡白馬村大字神城内山橋上流の本支流	周年
志賀漁業協同組合	川上流域	姫川	糸魚川市地内黒部川電力株式会社姫川第6発電所堰堤上流端から上流200メートル下流端から下流200メートルの間の区域(魚道を含む)。	周年
根漁業協同組合	川上流域	雑魚川	全支流(満水川と外川を除く。)及び雑魚川と小雜魚川の合流点より雑魚川の上流全域	周年
根漁業協同組合	川上流域	満水川	県道志賀高原公園線力ヤの平橋より上流の本支流	周年
根漁業協同組合	川上流域	源左切沢	下伊那郡根羽村浅間川合流点から上流	周年
根漁業協同組合	川上流域	ススキ沢	下伊那郡根羽村檜原川合流点から上流	周年
根漁業協同組合	川上流域	中の沢	下伊那郡根羽村萸野川合流点から上流	周年
根漁業協同組合	川上流域	ワバ沢	下伊那郡根羽村萸野川合流点から上流	周年
根漁業協同組合	川上流域	小戸名川	下伊那郡根羽村東又橋から上流	周年
根漁業協同組合	川上流域	岩魚沢	下伊那郡根羽村八丁平橋から上流	周年
根漁業協同組合	川上流域	ハジカミ沢	下伊那郡根羽村檜原川合流点から上流	周年
根漁業協同組合	川上流域	山の神沢	下伊那郡根羽村檜原川合流点から上流	周年
野尻湖	湖	野尻湖	上水内郡信濃町大字野尻字舟瀬230番地先の標柱と同237番地先の標柱を結んだ線の北西側	周年
野尻湖	湖	野尻湖	上水内郡信濃町大字狐久保435-2番地沖の標識と同442-5番地沖の標識を結んだ線の南西側	6月15日から9月15日まで
野尻湖	湖	野尻湖	上水内郡信濃町大字富濃字西原3946-4沖の2基の標識を結んだ線の南側	6月15日から9月15日まで

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
野 尻 湖	上水内郡信濃町大字富濃字宮沢3940-95番地沖の標識と大字古海字宮沢4749番地沖の標識を結んだ線の東側	6月15日から9月15日まで
野 尻 湖	上水内郡信濃町大字古海字市川内桐久保4668番地沖の標識と同4689-1番地沖の標識を結んだ線の東側	6月15日から9月15日まで
野 尻 湖	上水内郡信濃町大字古海字市川4467番地沖の標識と同4472-5番地沖の標識を結んだ線の東側	6月15日から9月15日まで
池 尻 川	上水内郡信濃町大字野尻字海端249-7番地横の水門から大字野尻字御小屋1332番地2横の水門までの間の水路	周 年
青 漁 業 協 同 組 合	青木発電所放水口を中心半径100メートルの区域内	周 年
木 嶺 協 同 組 合	大町市平のトチス橋から木崎湖への流入点より上流250メートルの地点までの区域	周 年
木 漁 業 協 同 組 合	大町市平の境橋から上流200メートル下流2,100メートルに至る区域。	周 年
稻 尾 沢 川	大町市の区域内の一津沢川、ただし、木崎湖への流入点から上流150メートルの間は除く	周 年
一 律 沢 川	トチス川 全川	周 年
浪 合 漁 業 協 同 組 合	和知野川 中部電力浪合堰堤から上流250メートル下流250メートルに至る区域	周 年
治 部 坂 川	二の又ダムより上流の本流及び支流	周 年
恩 田 川	蘭平ダムより上流の本流及び支流	周 年
平 谷 協 同 組 合	平谷川 柳川合流点から平谷大橋までの区間の本支流	周 年
糸 漁 業 協 同 組 合	糸魚川市地内黒部川電力株式会社姫川第6発電所堰堤上流端から200メートル下流端から200メートルの間の区域(魚道を含む)。	周 年

## エ 全長制限

次の表に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

単位(cm)

対象魚種 漁業権者の名称	いわな 南佐久南部漁業協同組合	やまめ 佐久漁業協同組合	あまさご 上小漁業協同組合	ひめます 更埴漁業協同組合	木崎ます 千曲川漁業協同組合	うぐいす 北信漁業協同組合 (内共第2号)	こい 北信漁業協同組合 (内共第18号)	ふな 高水漁業協同組合 (内共第2号)	うなぎ 高水漁業協同組合 (内共第9号)	おいかわ 裾花川水系漁業協同組合	かじか しらのゆきます あゆ
	15	15	15		10	18	10	30		5	
					10	18	10	30	8	5	
					10	18	10	30	8	5	
					10	18	10	30	8	5	
					10	18	10	30	8	5	
					10	18	10	30	8	5	
					10	18	10	30	8	5	
					10	18	10	30	8	5	
					10	18	10	30	8	5	
					10	18	10	30	8	5	
					10	18	10	30	8	5	
					10	18	10	30	8	5	

漁業権者の名称	対象魚種	やまめ いわな	あまご にじます	木崎ます ひめます	うぐいす	こい	ふな	うなぎ	おいかわ	かじか	しなの ゆきます	あゆ
奈良井川漁業協同組合	15	15	15		10	18	10	30	8			
波田漁業協同組合	15	15	15		10							
犀川漁業協同組合	15	15	15		10	18	10	30	8			
安曇漁業協同組合	15	15	15		10							
北安中部漁業協同組合	15	15	15		10	18						
犀川殖産漁業協同組合	15	15	15		10	18	10	30	8			
諏訪湖漁業協同組合	15	15			10	30	10	40かつ 200g	8			
諏訪東部漁業協同組合	15	15	15		10	18	10	30	8			
天竜川漁業協同組合	15	15	15		10	18	10	30	8			
下伊那漁業協同組合	15	15	15		10	18	10		8			
遠山漁業協同組合	15	15										
木曽川漁業協同組合	15	15	15				10	20				
姫川上流漁業協同組合 ( 内共第8号 )	15	15	15				10					

姫川上流漁業協同組合 (内共第17号)	15	15	15	10				
志賀高原漁業協同組合	20							
根羽川漁業協同組合	15	15		10			8	
松原湖漁業協同組合					18	10		
野尻湖漁業協同組合			15	10	18	10	30	
青木湖漁業協同組合	15		15	10	18	10	30	
木崎湖漁業協同組合	15			15	10	18	10	10
浪合漁業協同組合	15	15						
平谷村漁業協同組合	15	15						
釜無川漁業協同組合	15	15	15					10
糸魚川内水面漁業協同組合	15	15	15		10			10

(2) 遊漁料の額及び納付場所

ア 遊漁料の額

漁業権者の 名	漁具 漁法	免 除 規 定 が あ る 場 合			免 除 規 定 が な い 場 合			遊漁する 場所で漁 員に支払う 場合に附 加する額	
		一	般	小學生 以下 の者	身体障害者	漁具 漁法	あ ゆ		
1日 (円)	1年 (円)	1日 (円)	1年 (円)	1年 (円)	1年 (円)	1日 (円)	1日 (円)	1日 (円)	
南佐久南部漁業協同組合	全魚種共通	1日 1年	2,000 8,400	無 料	無 料	一般の1/2相当額	投 網 網 た し 網 さ ざ	1000円	
佐久漁業協同組合	竿 釣	2,200	13,000	1,300	6,500 (にじます にあつて は、2月16 日から9月 30日) 3,500 (10月第二 土曜日から 翌年2月15 日まで。に じますに限 る。)	あ ゆ 以 外 の 魚 種 無 料 あ ゆ 一般の1/2相当額	1年 一般の1/2相当額	投 網	1年当たり 21,600円 700円
上小漁業協同組合	竿 釣	2,200	13,000	1,300	6,500	あ ゆ 以 外 の 魚 種 無 料 あ ゆ 一般の1/2相当額	1日 一般 1年 無 料 あ ゆ 1日 一般の1/2 相当額	延 繩	1年 5,500円 700円
更埴漁業協同組合	竿 釣	2,160	12,960	800	6,000 置針を含む	無 料	一般の1/2相当額		1,000円

千曲川漁業協同組合	竿釣	-	500	5,000	無料	無料	一般の1/2相当額	投網	1年 10,000円 (いわな、やまめを除く)	800円
北信漁業協同組合(内共第2号)	竿釣	1,400	7,800	1,200	6,000	無料	一般の1/2相当額			1,000円
北信漁業協同組合(内共第18号)	竿釣			1,200	6,000	無料	一般の1/2相当額			1,000円
高水漁業協同組合(内共第2号)	竿釣			800	5,000	無料	一般の1/2相当額			700円
高水漁業協同組合(内共第9号)	竿釣			800	5,000	無料	一般の1/2相当額			700円
裾花川水系漁業協同組合	竿たも網	1,500	6,000	1,000	5,000	無料	一般の1/2相当額	投網	1年 8,000円	1,000円
奈良井川漁業協同組合	竿たも網	2,000	8,000	1,000	6,300	無料	一般の1/2相当額	投網	1年 10,000円 やす 1年 2,000円	1,000円
波田漁業協同組合	竿たも網			1,100	4,400	無料	一般の1/2相当額			1,000円
犀川漁業協同組合	竿たも網			1,000	6,300	無料	一般の1/2相当額	投網	1年 8,400円	700円
安曇漁業協同組合	竿釣			1,050	4,200	無料	無料			1,000円

漁業権者 名	免除規定があらわる場合				免除規定がない場合			
	一般		小学生以下の者	中学生	身体障害者	漁具漁法	あ ゆ	あ ゆ 以外の魚種 以外の魚種 共通
	あ ゆ 1日 (円)	あ ゆ以外の魚種 1年 (円)						
北安中漁業協同組合	竿釣竿	1,000	5,000	無料	無料	投網 <small>たも網</small>	1日 1,500円 1年 5,000円	500円
犀川殖産漁業協同組合	竿釣竿	1,500 (高校生一般の $\frac{1}{2}$ 相当額)	8,000 (高校生一般の $\frac{1}{2}$ 相当額)	1,000 (高校生一般の $\frac{1}{2}$ 相当額)	5,000 (高校生一般の $\frac{1}{2}$ 相当額)	一般の $\frac{1}{2}$ 相当額	投網 <small>たも網</small> す繩 <small>さ</small> たや延 <small>の</small> う箱 <small>ばこ</small> 手網 <small>てあみ</small>	1年当たり 4,000円 1,000円
諏訪湖漁業協同組合	竿手釣竿						投網 <small>たも網</small> 手釣 <small>てあみ</small> 直 <small>じき</small>	500円
諏訪東部漁業協同組合	竿手釣竿						1年 9,000円	
天竜川漁業協同組合	手竿釣竿	2,200	8,800 (高校生一般の $\frac{1}{2}$ 相当額)	2,800 (すべて針 <small>はし</small> を除く)	2,000 12,000	あ ゆ以外の魚種と 共通	投網 <small>たも網</small> す繩 <small>さ</small> たや延 <small>の</small> う箱 <small>ばこ</small> 手網 <small>てあみ</small>	1年 14,000円 1,000円

投 網 網 た も で 網 さ	1年 15,000円 (高校生は、一般の½相当額)	1年 一般の½相当額			1年 13,000円 1,000円
		無 料	無 料	3級以上 一般の½相当額	
下 伊 那 漁業協同組合	2,000 あゆ以外 の魚種と 共通 (高校生 は、一般 の½相 当額)	10,000 (高校生 は、一般 の½相 当額)	1,000 無 料	網 た も で 網 さ 延	
遠 山 漁業協同組合		1日当たり 1年当たり 2,000円 7,000円	無 料	一般の½相当額	700円
木 曽 川 漁業協同組合	2,000 8,000	2,000 9,000	無 料	1級から5級まで あゆ、あゆ以外 1日 1,000円 あゆ 1年 4,000円 あゆ以外 1年 4,500円	1,000円
姫 川 上 流 漁業協同組合 (内共第8号)		1,100	5,000 無 料	一般の½相当額	1,000円
姫 川 上 流 漁業協同組合 (内共第17号)		1,100	5,000 無 料	一般の½相当額	1,000円
志 賀 高 原 漁業協同組合		550	3,300 無 料	一般の½相当 (ただし、オンライン販売 “つりチケ”においては割引は適応 されない)	

漁業権者 名 称	免 除 規 定 が あ る 場 合						免 除 規 定 が な い 場 合		
	一般			小学生 以下 の 者	身体障害者	漁具 漁法	あ ゆ	あ ゆ 以 外 の魚種	遊漁する 場所で漁 場監視員 に支払う 場合に附 加する額
あ ゆ 1日 (円)	あ ゆ 1年 (円)	あ ゆ以外 の魚種 1年 (円)							
根 羽 川 竿 協 同 組 合	2,800	10,000	800	3,500	無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額	1日 2,000円 1年 7,000円	300円
松 原 湖 竿 協 同 組 合			500	6,000 わかさぎ 3,500	無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額	1日 1,000円 1年 3,500円	
野 尻 湖 竿 協 同 組 合			700	6,000	無 料	無 料	無 料		500円
青 木 湖 竿 協 同 組 合			1,000	4,000	無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額		
木 崎 湖 竿 協 同 組 合			1,000	4,000	無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額		
浪 合 竿 協 同 組 合			800		無 料	無 料	一般の1/2相当額		100円
平 谷 村 竿 捨 针 協 同 組 合			800	4,000	無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額		200円
金 無 川 竿 協 同 組 合			1,000	3,500	無 料	無 料	1年 2,000円		500円
糸魚川内水面漁業協同組合		1日当たり 1年当たり	2,200円 10,450円		無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額		1,000円

## イ 納付場所

- ① 1の表に掲げる漁業協同組合の所在地
  - ② ①に掲げる場所のほか、遊漁規則に掲げる場所
  - ③ ①及び②に掲げる場所のほか、漁業権者が指定して公示した場所
- ※ 詳細は、各漁協にお問い合わせください。

## (3) 遊漁承認証に関する事項

- (i) 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁規則に規定する遊漁承認証を交付するものとする。(各漁協共通)
- (ii) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。(各漁協共通)
- (iii) 遊漁者が（自己の不注意により）遊漁承認証を紛失したときは、再交付しない。（上小漁協、犀川殖産漁協、諏訪東部漁協）

## (4) 遊漁に際し守るべき事項

- (i) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。(各漁協共通)
- (ii) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬ。(各漁協共通)
- (iii) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。(各漁協共通)
- (iv) 遊漁者は、漁場を汚染し、又は汚染の原因となる行為をしてはならない。(野尻湖漁協)
- (v) 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。(糸魚川内水面)

漁協)

(5) 漁場監視員に関する事項

- (i) 漁場監視員は、遊漁規則の励行（または遵守）に関し必要な指示を行うことがある（またはできる）。（各漁協共通）
- (ii) 漁場監視員は、遊漁規則に規定する漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章（または帽子）をつけるものとする。（各漁協共通）

(6) 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、（又は）以後のその者の遊漁を拒絶することがある（または拒否することができる）。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。（各漁協共通）

(7) 河川特設釣場に関する事項

次の漁協にあっては、河川特設釣場を設置する。

○ 上小漁業協同組合

区 域	魚 種	期 間	料 金
宮渕川 宮渕神社歩道橋か ら上流の宮渕砂防 堰堤までの 180 m の区間	いわな にじます	4月1日から 9月30日ま での期間内で 組合が定めて 公表する期間	1人当たり放流量 にじます3尾、又は、 いわな2尾 2時間 1,600円 (大人、子供) 延長1時間 650円